

1 当金庫の現況に関する事項

当金庫は、中小企業や中小企業組合に寄り添い、深い対話を通じて様々な課題やニーズを把握する事業性評価を起点として、景気に左右されない金融スタンス等の特性を最大限に活かしたソリューションを的確に提供する「経営支援総合金融サービス事業」を展開しております。

当金庫は、取引先中小企業の悩みや課題に対する 4 つの支援を重点分野として位置付け、それぞれに KPI (Key Performance Indicator: 目標の達成度を定量的に評価する指標) を設定し、その進捗状況を管理しております。A) 借入負担が重く資金繰りに不安がある中小企業、B) 債務超過や赤字等、財務・収支上の課題を有している中小企業、C) リスクの伴う海外展開や新事業進出の計画がある中小企業、D) 創業間もなく資金調達に不安がある等の悩みや課題を有している中小企業のそれぞれに対して、踏み込んだファイナンス支援、伴走型の経営改善支援、M&A や事業承継支援等、抜本的な課題解決に繋がるソリューションを提供することにより、地域経済を支える中小企業の企業価値向上に貢献してまいります。また、未来志向の構造改革を着実に進めることにより、適切な人員体制や経費構造を確立し、持続可能な成長を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

(1) 事業の経過及び成果等

[主要な事業内容]

当金庫は、中小企業金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とした金融機関として、貸出業務、預金業務、債券業務、為替業務、資金証券業務及び国際業務等を行っております。

[金融経済環境]

2020 年度のわが国経済をみますと、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、年度前半に急激に悪化した後、年度後半は持ち直しの動きがみられましたが、飲食業や旅行業関連などの対面型サービスセクターを中心に依然として厳しい状況にあります。

個人消費は、年度当初の緊急事態宣言により、対面サービスを伴う分野を中心に大きく減少した後、持ち直しの動きを挟んで、年度末には再び新型コロナウイルス感染症の拡大を受け弱含みました。設備投資は、年度前半に減少した後、生産活動の回復を受け、年度後半には製造業を中心に持ち直しの動きがみられました。輸出は、世界的な経済活動の停滞を受け、年度当初は減少しましたが、年度後半は経済の回復が進んだ中国向けを中心に増加に転じました。

中小企業についてみますと、当金庫の「商工中金景況調査」では、6 月調査で景況判断指数は大きく落ち込みましたが、9 月調査以降は持ち直し、景況感に下げ止まりの動きがみられました。一方、「中小企業設備投資動向調査」をみますと、景気の先行き不透明感が増す中、設備投資には慎重な姿勢が続きました。

金融面につきましては、日本銀行が「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する中、国内金利は短期金利、長期金利ともに低位で推移しました。円の対ドル相場は、米国の強力な金融緩和実施に伴って、緩やかなドル安円高傾向が続いた後、米国の長期金利上昇を受け、年度末にかけて 1 ドル 110 円台まで円安が進みました。日経平均株価は、海外株価の上昇等を背景に 30 年ぶりに一時 30,000 円台を回復するなど、堅調に推移しました。

〔事業の経過及び成果〕

当金庫の中期経営計画「商工中金経営改革プログラム」において、経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業や、リスクの高い事業に乗り出そうとしているものうまく進められない中小企業に対して重点的に支援を行う分野を、前ページにおいて記載したAゾーンからDゾーンまでの重点分野として定義しております。

重点分野への取組みは、中期経営計画の根幹をなすものであり、中期経営計画の進捗を図るうえでも有効であることから、実行件数や貸出残高をKPIとして設定し、公表しております。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことで生じる新たな課題やニーズの変化への対応は、まさに「経営支援総合金融サービス事業」の事業領域であることを踏まえ、ビジネスモデルの確立に向けて、重点分野への一層の注力が必要であると考えております。

ボリュームゾーンであるAゾーン（借入負担が重く資金繰りに不安がある中小企業）については、新型コロナウイルス感染症の影響で資金繰りが悪化したお取引先や、商流に変化が生じたお取引先に対し、より踏み込んだ支援を行っていく必要があると認識しております。

経営改善支援等を行うBゾーン（債務超過や赤字等、財務・収支上の課題を有している中小企業）については、新型コロナウイルス感染症の影響で財務・収支上の課題が顕在化したお取引先を含め当金庫がサポートするお取引先の収支改善、営業キャッシュ・フローの増加を通じ、過剰債務の圧縮等が図られるように、継続して注力してまいります。

Cゾーン（リスクの伴う海外展開や新事業進出の計画がある中小企業）及びDゾーン（創業間もなく資金調達に不安がある等の悩みや課題を有している中小企業）については、新型コロナウイルス感染症の影響で事業計画や調達計画の変更を余儀なくされたお取引先も多いことを踏まえ、これらの変更に対応するための新たなニーズを捉えた支援を実施してまいります。

このような活動により、当期につきましては、次のような成果を収めることができました。この間の株主の皆さま並びにお取引先のご支援に厚くお礼申し上げます。

（預金）

預金は、流動性預金、定期性預金がともに増加した結果、期末残高は前期末比 8,116 億円増加し、5兆 8,936 億円となりました。

（債券）

債券は、募集債が減少した結果、期末残高が前期末比 2,029 億円減少し、3兆 7,871 億円となりました。

（貸出金）

貸出金は、危機対応業務を中心に新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への円滑な資金供給を行った結果、期末残高は前期末比 1兆 2,272 億円増加し、9兆 5,214 億円となりました。

（特定取引資産・特定取引負債）

特定取引資産は、期末残高は前期末比 2 億円増加し、151 億円となりました。

特定取引負債は、期末残高は前期末比 5 億円増加し、89 億円となりました。

（有価証券）

有価証券は、国内債券を中心として、市場環境を注視しつつ運用を行った結果、期末残高は前期末比 1,811 億円増加し、1兆 4,644 億円となりました。

(総資産)

これらの結果、総資産の期末残高は前期末比 1 兆 8,632 億円増加し、13 兆 126 億円となりました。

(内国為替取扱高)

内国為替取扱高は、前期比 4,292 億円増加し、21 兆 6,846 億円となりました。

(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、貿易及び貿易外取引等が減少した結果、前期比 363 百万ドル減少し、6,382 百万ドルとなりました。

(損益)

経常収益は、資金運用収益が増加した一方で、特定取引収益やその他業務収益等が減少した結果、前期比 10 億円減少し、1,179 億円となりました。経常費用は、貸倒引当金繰入額等が増加した結果、前期比 118 億円増加し、1,102 億円となりました。

以上により、経常利益は前期比 129 億円減少し、76 億円となり、当期純利益は前期比 49 億円減少し、87 億円となりました。

[対処すべき課題]

長期金利が低位で推移する中、当金庫をはじめとする国内金融機関の収益には下押し圧力がかかっており、その中でも安定的な収益を確保していくためには、中期経営計画の基礎となる取引先中小企業との対話を通じた課題・ニーズの共有及び踏み込んだ支援に伴う付加価値の高いソリューションの提供を一層加速させていく必要があります。そのため、取引先中小企業から課題や悩みを相談していただけるリレーションの構築、課題や悩みの背景や本質を理解するための事業性評価力の強化、課題解決に繋がるソリューション提供の高度化を着実に進めてまいります。

当金庫のお取引先の大部分は外部環境の影響を受けやすい中小企業であり、人手不足等の構造的問題に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響で業績悪化を強いられております。従って、引き続き取引先中小企業の資金繰り支援に万全を期してまいります。特に、当面は、新型コロナウイルス感染症の影響の大きさに鑑み、危機対応業務の指定金融機関として、2020年8月から取扱いを開始いたしました資本性劣後ローンを含めて、制度を的確に運用しつつ、影響を受けられた中小企業の皆さまに懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

加えて、借入金の急激な増加、新常态におけるビジネスモデルや商流の変化、業界再編への適応等、中小企業の課題やニーズは一層多様化しており、伴走型の支援体制の強化や予兆管理の高度化を進めることにより、これまで以上に適切な対処法のアドバイスやソリューションの提供を行っていく必要があります。財務・収支上の課題を有し、事業再生や経営改善を必要とするに至った取引先中小企業に対しては、地域金融機関と協調し、当金庫の特性を活かしたソリューションも活用しながら、中長期的な目線を持って地域経済を支える中小企業の経営改善等をサポートしてまいります。

これらの取組みを持続的なものとするため、未来志向の業務改革と徹底した経費削減に努めてまいります。WEB やスマートフォンアプリ等の非対面チャネルを効果的に活用し、顧客利便性を確保しながら、店舗の統合や店舗機能の縮小等による店舗運営コストの低減と持続可能な調達方法の確立に取り組んでまいります。また、情報のデジタル化や高度化により取引先中小企業の本業支援への取組みを強化しつつ、ペーパーレス化やシステム化により、事務の集

中化や効率化を図ることで、取引先中小企業との対話に充てる時間を増やしてまいります。

また、引き続き、ビジネスモデルを支える屋台骨としてのコンプライアンス意識の定着化や内部管理態勢の強化に取り組むとともに、職員の能力を最大限に発揮できる人事制度の構築、ダイバーシティの推進やインクルージョンの浸透にも取り組み、中期経営計画で目指すビジネスモデルの確立に向けて邁進してまいります。

このような取り組みにより、「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。

株主の皆さまのこれまでの格別のお引き立てに感謝申し上げますとともに、引き続き力強いご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	4,892,270	5,057,977	5,082,048	5,893,654
定期性預金	3,099,081	3,288,142	3,195,222	3,571,601
その他	1,793,189	1,769,835	1,886,825	2,322,052
債 券	4,459,540	4,238,310	3,990,150	3,787,170
社 債	—	—	—	10,000
貸 出 金	8,648,176	8,289,724	8,294,116	9,521,402
融資対象団体等向け	8,478,365	8,115,855	8,122,891	9,345,773
融資対象団体等向け以外	169,810	173,869	171,225	175,628
特定取引資産 (トレーディング資産)	21,413	14,132	14,843	15,109
特定取引負債 (トレーディング負債)	12,653	8,404	8,367	8,928
有 価 証 券	1,514,685	1,383,976	1,283,350	1,464,472
国 債	790,036	606,776	502,984	734,260
その他	724,648	777,199	780,366	730,211
総 資 産	11,890,224	11,749,830	11,149,348	13,012,603
内 国 為 替 取 扱 高	20,872,579	20,233,347	21,255,368	21,684,640
外 国 為 替 取 扱 高	6,952 百万ドル	6,967 百万ドル	6,746 百万ドル	6,382 百万ドル
経 常 利 益	56,947	30,791	20,581	7,670
当 期 純 利 益	36,295	14,485	13,735	8,773
1株当たり当期純利益	16円67銭	6円65銭	6円31銭	4円3銭

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 該当ない場合は「—」で表示しております。

3. 「内国為替取扱高」に関して数値の軽微な誤りが判明したため、2017年度(第89期)～2019年度(第91期)につきましては、当該誤りを訂正した後の金額を記載しております。かかる訂正による過年度決算への影響はありません。

4. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数(自己株式数を控除した株式数)で除して算出しております。

(参考) 連結業績

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経 常 収 益	204,707	181,244	153,835	151,777
経 常 利 益	58,499	32,199	21,664	8,503
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	37,339	15,430	14,543	9,242

純 資 産 額	972,384	964,082	959,450	979,554
総 資 産	11,957,351	11,818,536	11,219,507	13,083,272

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	3,685 人
平 均 年 齢	38 年 11 月
平 均 勤 続 年 数	14 年 8 月
平 均 給 与 月 額	440 千円

注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載しております。

3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額で、時間外勤務手当等を含んでおります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末
	店 うち出張所
北 海 道 地 区	5 (1)
東 北 地 区	9 (1)
関 東 甲 信 越 地 区	33 (4)
東 海 地 区	10 (1)
北 陸 地 区	4 (-)
近 畿 地 区	15 (1)
中 国 地 区	10 (1)
四 国 地 区	4 (-)
九 州 ・ 沖 縄 地 区	12 (1)
国 内 計	102 (10)
海 外 計	1 (-)
合 計	103 (10)

注1. 該当がない場合は「-」で表示しております。

2. 記載営業所数には、「店舗内店舗」方式となった神田支店（2020年2月25日付）、梅田支店及び箕面船場支店（2020年5月7日付）、熱田支店（2020年5月18日付）、新宿支店及び渋谷支店（2020年7月20日付）、川崎支店及び横浜西口支店（2021年3月8日付）、新木場支店（2021年3月15日付）が含まれております。

3. 上記のほか、駐在員事務所を以下のとおり設置しております。

当 年 度 末
3 カ 所

ロ 当年度新設営業所

営業所名	所在地
箕面船場営業所	大阪府箕面市船場東2-5-55
新木場営業所	東京都江東区新木場1-18-6

ハ 代理組合等の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
北央信用組合	北海道札幌市中央区南一条西八丁目7番地の1	信用協同組合
札幌中央信用組合	北海道札幌市中央区南二条西二丁目12番地	信用協同組合
ウリ信用組合	北海道札幌市中央区大通西十二丁目4番70	信用協同組合
函館商工信用組合	北海道函館市千歳町9番6号	信用協同組合
空知商工信用組合	北海道美唄市西二条南二丁目1番1号	信用協同組合
十勝信用組合	北海道帯広市大通南九丁目18・20番地	信用協同組合
釧路信用組合	北海道釧路市北大通九丁目2番地	信用協同組合
青森県信用組合	青森県青森市大字浜田字玉川207番1	信用協同組合
石巻商工信用組合	宮城県石巻市中央二丁目9番3号	信用協同組合
古川信用組合	宮城県大崎市古川十日町7番8号	信用協同組合
仙北信用組合	宮城県栗原市若柳字川北中町11番地	信用協同組合
秋田県信用組合	秋田県秋田市南通亀の町4番5号	信用協同組合
北郡信用組合	山形県村山市楯岡晦日町1番8号	信用協同組合
山形中央信用組合	山形県長井市本町一丁目3番3号	信用協同組合
山形第一信用組合	山形県東置賜郡高島町大字高島687番地	信用協同組合
福島県商工信用組合	福島県郡山市堂前町7番7号	信用協同組合
いわき信用組合	福島県いわき市小名浜花畑町2番地の5	信用協同組合
相双五城信用組合	福島県相馬市中村字大町69番地	信用協同組合
会津商工信用組合	福島県会津若松市中央一丁目1番30号	信用協同組合
茨城県信用組合	茨城県水戸市大町二丁目3番12号	信用協同組合
真岡信用組合	栃木県真岡市並木町一丁目13番地1	信用協同組合
那須信用組合	栃木県那須塩原市永田町6番9号	信用協同組合
あかぎ信用組合	群馬県前橋市六供町856番地1	信用協同組合
群馬県信用組合	群馬県安中市原市668番地6	信用協同組合
ぐんまみらい信用組合	群馬県高崎市田町125番地	信用協同組合
熊谷商工信用組合	埼玉県熊谷市本町二丁目57番地	信用協同組合
埼玉信用組合	埼玉県本庄市児玉町児玉44番地16	信用協同組合
房総信用組合	千葉県茂原市高師町一丁目10番地5	信用協同組合
銚子商工信用組合	千葉県銚子市東芝町1番地の19	信用協同組合
君津信用組合	千葉県木更津市潮見三丁目3番地	信用協同組合
全東栄信用組合	東京都千代田区神田小川町三丁目6番地の1	信用協同組合
東浴信用組合	東京都千代田区東神田一丁目10番2号	信用協同組合
文化産業信用組合	東京都千代田区神田神保町一丁目101番地	信用協同組合

東京厚生信用組合	東京都新宿区西新宿六丁目2番18号	信用協同組合
東信用組合	東京都墨田区吾妻橋一丁目5番3号	信用協同組合
江東信用組合	東京都江東区住吉二丁目6番8号	信用協同組合
青和信用組合	東京都葛飾区高砂三丁目12番2号	信用協同組合
中ノ郷信用組合	東京都墨田区東駒形四丁目5番4号	信用協同組合
共立信用組合	東京都大田区大森西一丁目7番2号	信用協同組合
七島信用組合	東京都大島町元町四丁目1番3号	信用協同組合
大東京信用組合	東京都港区東新橋二丁目6番10号	信用協同組合
第一勸業信用組合	東京都新宿区四谷二丁目13番地	信用協同組合
神奈川県医師信用組合	神奈川県横浜市中区長者町三丁目8番地11	信用協同組合
横浜幸銀信用組合	神奈川県横浜市中区尾上町五丁目77番地1	信用協同組合
小田原第一信用組合	神奈川県小田原市栄町二丁目9番35号	信用協同組合
相愛信用組合	神奈川県愛甲郡愛川町中津290番地	信用協同組合
新潟縣信用組合	新潟県新潟市中央区営所通一番町302番地1	信用協同組合
興栄信用組合	新潟県新潟市西区内野町1066番地	信用協同組合
はばたき信用組合	新潟県新潟市江南区旭二丁目1番2号	信用協同組合
協栄信用組合	新潟県燕市東太田6984番地	信用協同組合
三條信用組合	新潟県三条市興野三丁目11番12号	信用協同組合
巻信用組合	新潟県新潟市西蒲区巻甲4180番地1	信用協同組合
新潟大栄信用組合	新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号	信用協同組合
塩沢信用組合	新潟県南魚沼市塩沢1198番地	信用協同組合
糸魚川信用組合	新潟県糸魚川市南寺町一丁目8番41号	信用協同組合
富山県信用組合	富山県富山市大手町3番5号	信用協同組合
金沢中央信用組合	石川県金沢市上近江町15番地	信用協同組合
石川県医師信用組合	石川県金沢市鞍月東二丁目48番地	信用協同組合
山梨県民信用組合	山梨県甲府市相生一丁目2番34号	信用協同組合
都留信用組合	山梨県富士吉田市下吉田二丁目19番11号	信用協同組合
長野県信用組合	長野県長野市新田町1103番地1	信用協同組合
岐阜商工信用組合	岐阜県岐阜市美江寺町二丁目4番地3	信用協同組合
イオ信用組合	岐阜県岐阜市加納桜田町三丁目11番地2	信用協同組合
飛驒信用組合	岐阜県高山市花岡町一丁目13番地1	信用協同組合
益田信用組合	岐阜県下呂市森690番地1	信用協同組合
しずおか焼津信用金庫	静岡県静岡市葵区相生町1番1号	信用金庫
静岡信用金庫	静岡県静岡市葵区昭和町2番地の1	信用金庫
浜松磐田信用金庫	静岡県浜松市中区元城町114番地の8	信用金庫
沼津信用金庫	静岡県沼津市大手町五丁目6番16号	信用金庫
三島信用金庫	静岡県三島市芝本町12番3号	信用金庫
富士宮信用金庫	静岡県富士宮市元城町31番15号	信用金庫
島田掛川信用金庫	静岡県掛川市亀の甲二丁目203番地	信用金庫
富士信用金庫	静岡県富士市青島町212番地	信用金庫
遠州信用金庫	静岡県浜松市中区中沢町81番18号	信用金庫
岡崎信用金庫	愛知県岡崎市菅生町字元菅41番地	信用金庫
信用組合愛知商銀	愛知県名古屋市中村区亀島一丁目6番18号	信用協同組合

豊橋商工信用組合	愛知県豊橋市前田町一丁目9番4	信用協同組合
愛知県中央信用組合	愛知県碧南市栄町二丁目41番地	信用協同組合
滋賀県信用組合	滋賀県甲賀市水口町八光2番45号	信用協同組合
京都信用金庫	京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地	信用金庫
京都北都信用金庫	京都府宮津市宇鶴賀2054番地の1	信用金庫
大同信用組合	大阪府大阪市西区北堀江一丁目4番3号	信用協同組合
成協信用組合	大阪府東大阪市足代南一丁目11番9号	信用協同組合
大阪協栄信用組合	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目9番18号	信用協同組合
大阪貯蓄信用組合	大阪府大阪市淀川区西三国一丁目21番40号	信用協同組合
のぞみ信用組合	大阪府大阪市中央区内本町二丁目3番5号	信用協同組合
大阪府医師信用組合	大阪府大阪市天王寺区清水谷町19番14号	信用協同組合
兵庫県信用組合	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目4番17号	信用協同組合
淡陽信用組合	兵庫県洲本市栄町一丁目3番17号	信用協同組合
鳥取信用金庫	鳥取県鳥取市栄町645番地	信用金庫
米子信用金庫	鳥取県米子市東福原二丁目5番1号	信用金庫
倉吉信用金庫	鳥取県倉吉市昭和町一丁目60番地	信用金庫
島根中央信用金庫	島根県出雲市今市町252番地1	信用金庫
島根益田信用組合	島根県益田市駅前町14番23号	信用協同組合
朝銀西信用組合	岡山県岡山市北区駅前町二丁目6番19号	信用協同組合
笠岡信用組合	岡山県笠岡市笠岡2388番地の40	信用協同組合
広島市信用組合	広島県広島市中区袋町3番17号	信用協同組合
広島県信用組合	広島県広島市中区富士見町1番17号	信用協同組合
信用組合広島商銀	広島県広島市中区西平塚町4番12号	信用協同組合
両備信用組合	広島県府中市元町462番地の10	信用協同組合
備後信用組合	広島県福山市野上町三丁目2番3号	信用協同組合
山口県信用組合	山口県山陽小野田市中央一丁目2番40号	信用協同組合
徳島信用金庫	徳島県徳島市紺屋町8番地	信用金庫
阿南信用金庫	徳島県阿南市富岡町トノ町28番地14	信用金庫
香川県信用組合	香川県高松市亀井町9番地10	信用協同組合
土佐信用組合	高知県土佐市高岡町甲2137番地1	信用協同組合
宿毛商銀信用組合	高知県宿毛市宿毛5508番地	信用協同組合
福岡県信用組合	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目10番17号	信用協同組合
佐賀県医師信用組合	佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目12番10号	信用協同組合
佐賀東信用組合	佐賀県佐賀市神野東二丁目3番1号	信用協同組合
佐賀西信用組合	佐賀県鹿島市大字高津原4369番地1	信用協同組合
長崎三菱信用組合	長崎県長崎市水の浦町1番2号	信用協同組合
長崎県医師信用組合	長崎県長崎市茂里町3番27号	信用協同組合
西海みずき信用組合	長崎県佐世保市松川町1番19号	信用協同組合
福江信用組合	長崎県五島市中央町8番地15	信用協同組合
熊本県信用組合	熊本県熊本市中央区紺屋今町1番1号	信用協同組合
大分県信用組合	大分県大分市中島西二丁目4番1号	信用協同組合
宮崎県南部信用組合	宮崎県日南市吾田東十丁目8番16号	信用協同組合
鹿児島興業信用組合	鹿児島県鹿児島市東千石町17番11号	信用協同組合

奄美信用組合	鹿児島県奄美市名瀬幸町6番5号	信用協同組合
株式会社沖縄海邦銀行	沖縄県那覇市久茂地二丁目9番12号	普通銀行
コザ信用金庫	沖縄県沖縄市上地二丁目10番1号	信用金庫
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	普通銀行
全国経済事業協同組合連合会	東京都中央区日本橋茅場町二丁目8番4号	事業協同組合

ニ 株式会社商工組合中央金庫が営む銀行代理業等の状況
該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

設備投資の総額	8,776
---------	-------

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設

(単位 百万円)

内 容	金 額
共生ビル土地建物購入	3,380
美住ビル電気設備工事	1,690

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務 内容	資本金	当金庫が有 する子会社 等の議決権 比率 (%)	その他
八重洲商工株式 会社	東京都港区芝大門 二丁目12番18号	事務代行業務	90百万円	100.00	—
株式会社商工中 金情報システム	東京都東村山市美住 町二丁目10番1	ソフトウェ アの開発、計 算受託業務	70百万円	— (100.00)	—
商工サービス株 式会社	東京都港区芝大門 二丁目12番18号	福利厚生業務	32百万円	62.50 (37.50)	—
八重洲興産株式 会社	東京都港区芝大門 二丁目12番18号	不動産管理 業務	35百万円	100.00	—
株式会社商工中 金経済研究所	東京都港区芝大門 二丁目12番18号	情報サービス、コン サルティング業務	80百万円	23.07 (76.92)	—

商工中金リース株式会社	東京都台東区上野一丁目10番12号	リース業務	1,000百万円	100.00	—
商工中金カード株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	クレジットカード業務	70百万円	100.00	—

- 注1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当金庫が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当金庫が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）内は、子会社等有する議決権の比率であります。
4. 該当がない場合は「—」で表示しております。
5. 連結対象の子会社等は上記7社であります。

重要な業務提携の概況

該当ございません。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他現況に関する重要な事項

重要な業務提携の概況

1. 地域金融機関との協調融資や情報交換を密に行うため、2021年3月31日現在、446の地域金融機関（全国地方銀行協会加盟行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫及び信用組合等）と業務協力文書を締結しております。
2. アジア地域に進出される中小企業の皆さまに対し、金融サービス面でのサポートを強化するため、スタンダードチャータード銀行、交通銀行、バンコック銀行、バンクネガラインドネシア及びリサール商業銀行と業務提携をしております。
3. 下記金融機関と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引き出しサービスを行っております。
株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社
4. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
5. 下記金融機関等と提携し、提携先の現金自動設備による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
関根 正裕	取締役社長執行役員（代表取締役） 業務執行全般 監査部 コンプライアンス統括部 店舗・業務改革推進プロジェクトチーム	—	—
鍛冶 克彦	取締役専務執行役員 経営企画部	—	—
河野 一郎	取締役常務執行役員 主計部 市場業務部 危機対応業務部	—	—
多胡 秀人	取締役（社外取締役）	一般社団法人地域の魅力研究所 代表理事 株式会社山陰合同銀行社外取締役 株式会社東和銀行社外取締役	—
中村 重治	取締役（社外取締役）	株式会社エフテック社外監査役 トーヨーカネツ株式会社社外取締役（監査等委員） リケンテクノス株式会社社外取締役（監査等委員）	—
大川 順子	取締役（社外取締役）	—	—
大久保 和孝	取締役（社外取締役）	株式会社大久保アソシエイツ代表取締役社長 セガサミーホールディングス株式会社社外監査役 サンフロンティア不動産株式会社社外取締役 株式会社ブレインパッド社外監査役 株式会社LIFULL社外取締役 株式会社サーラコーポレーション社外取締役 武蔵精密工業株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社SS Dnaform代表取締役	—
岡本 泰一郎	常勤監査役	—	—
岡田 不二郎	常勤監査役（社外監査役）	—	—

寺脇 一峰	監査役（社外監査役）	鈴木諭法律事務所弁護士 キューピー株式会社社外監査役 鹿島建設株式会社社外監査役 芝浦機械株式会社社外取締役	—
金子 裕子	監査役（社外監査役）	早稲田大学商学学術院教授 神奈川中央交通株式会社社外取締役 三菱UFJリース株式会社社外監査役	—

注1. 当金庫は、執行役員制度を採用しており、取締役会において、業務を行う取締役として委任型の執行役員を選任しております。なお、上記の取締役を兼務する委任型の執行役員のほか、2021年4月1日現在、以下の委任型の執行役員を取締役会において選任しております。

氏名	地位
梅田 晃士郎	副社長執行役員
中谷 肇	専務執行役員
小野木 哲也	専務執行役員
本幡 克哉	常務執行役員
羽根 正人	常務執行役員
牧野 秀行	常務執行役員
森野 真一郎	常務執行役員
萩尾 太	常務執行役員
阿部 学	常務執行役員

2. 監査役金子裕子氏が社外監査役を務める三菱UFJリース株式会社は、2021年4月1日付で日立キャピタル株式会社と経営統合を行い、三菱HCキャピタル株式会社に商号を変更しております。また、同氏は、同日付で同社社外取締役（監査等委員）に就任しております。以上のことは、以下、本事業報告に「三菱UFJリース株式会社」と記載がある箇所に同様に当てはまりますが、重ねての記載は省略いたします。
3. 監査役金子裕子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
4. 当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。退任した役員の地位及び担当並びに重要な兼職は、退任時のものです。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
高 巖	取締役 （社外取締役）	麗澤大学経済学部教授 三菱地所株式会社社外取締役 アスクル株式会社社外取締役	2020年6月23日 任期満了
渡瀬 ひろみ	取締役 （社外取締役）	株式会社アーレア代表取締役 マックスバリュ西日本株式会社 社外取締役 株式会社パートナーエージェント 社外取締役 株式会社アーバンフューネスコ ーポレーション社外監査役 ダイヤル・サービス株式会社社 外取締役	2020年6月23日 任期満了

		株式会社ディー・エル・イー社 外取締役	
牧野 秀行	常勤監査役	—	2020年6月23日 辞任

5. 該当がない場合は「—」で表示しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			固定報酬	退職慰労金
取締役	9人	100 (うち報酬以外の金額5)	94	5
監査役	5人	50 (うち報酬以外の金額3)	46	3
計	14人	150 (うち報酬以外の金額9)	141	9

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

- 会社役員に対する報酬限度額は、2008年12月16日開催の第1回株主総会において、取締役については月額20百万円以内、監査役については月額5百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名(うち社外取締役1名)、監査役の員数は4名(うち社外監査役2名)であります。
- 取締役の「報酬等の総額」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額5百万円及び役員退職慰労金0百万円を含めております。また、監査役の「報酬等の総額」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額3百万円及び役員退職慰労金0百万円を含めております。
- 取締役の「退職慰労金」には、役員退職慰労金のほか、役員退職慰労引当金繰入額5百万円を含めております。また、監査役の「退職慰労金」には、役員退職慰労金のほか、役員退職慰労引当金繰入額3百万円を含めております。
- 上記取締役及び監査役の支給人数には、2020年6月23日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、及び同日辞任した監査役1名が含まれております。
- 上記のほか、2020年6月23日開催の第12回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任した取締役2名に対し3百万円及び辞任した監査役1名に対し2百万円支給しております。なお、この金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に計上した役員退職慰労引当金繰入額5百万円(取締役2名3百万円、監査役1名2百万円)が含まれております。
- 当金庫は指名委員会等設置会社ではありませんが、取締役会の諮問を受け、取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金に係る事項等を審議する機関として報酬委員会を設置しております。取締役及び監査役が受ける個人の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受け、取締役の報酬については取締役会の決議により、また、監査役の報酬については監査役の協議により定めております。
- 役員退職慰労金については、以下のとおり定めております。

- ・執行役員を兼務する取締役
退職の日における「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）×業績勘案率※
※業績勘案率は、報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役会の決議により、0.0～2.0の範囲内で決定しております。
- ・社外取締役、監査役
「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）
報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。

ロ 役員報酬等の算定方法の決定方針等

- ・当該方針の決定の方法
取締役会で決議されている規程に基づき決定しており、取締役会の報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役の報酬等については取締役会の決議により、また監査役の報酬等については監査役の協議により、決定しております。なお、報酬委員会は、その過半が社外有識者（社外取締役を含む。）により構成されており、取締役及び監査役が受ける個人の報酬額又はその算出方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受けております。
- ・その方針の内容の概要
報酬は、固定（月額）報酬のみを採用しており、業績連動報酬や非金銭報酬はありません。また、役員退職慰労金は、取締役会で決議されている規程に基づき、所定の計算式により金額を算出しており、支給の都度、報酬委員会に諮問した上で決定しております。
- ・当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

注. 当金庫においては、取締役会の委任決議に基づき取締役社長執行役員（代表取締役）関根正裕氏が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は規程に定める取締役の報酬額の範囲において兼務する執行役員の職位によって、取締役の個人別の報酬額を決定するものであります。これらの権限を委任した理由は、規程に定める役員報酬の月額に関し、役付取締役の報酬月額については、同一の役付取締役であっても兼務する執行役員の職位によって異なるためであります。取締役会は、当該権限が取締役社長執行役員（代表取締役）によって適切に行使されるよう、過半数が社外有識者（社外取締役を含む。）で構成される報酬委員会の答申を受けて決定した具体的な報酬額の報告を受ける等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
多胡 秀人	在任中、その任務を怠ったことにより当金庫に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法
中村 重治	

大川 順子	第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その余の金額については当金庫に対して責任を負わないものとします。
大久保 和孝	
岡田 不二郎	
寺脇 一峰	
金子 裕子	

(4) 補償契約

該当ございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当金庫のすべての取締役、監査役及び委任型執行役員	当金庫は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者が負担することとなる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を補填することとします。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、補填されない等、一定の免責事由があり、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は、当金庫が全額負担しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏名	兼職その他の状況
多胡 秀人	一般社団法人地域の魅力研究所 代表理事 株式会社山陰合同銀行 社外取締役 株式会社東和銀行 社外取締役
中村 重治	株式会社エフテック 社外監査役 トーヨーカネツ株式会社 社外取締役 (監査等委員) リケンテクノス株式会社 社外取締役 (監査等委員)
大川 順子	該当ございません。
大久保 和孝	株式会社大久保アソシエイツ 代表取締役社長 セガサミーホールディングス株式会社 社外監査役 サンフロンティア不動産株式会社 社外取締役 株式会社ブレインパッド 社外監査役 株式会社 LIFULL 社外取締役 株式会社サーラコーポレーション 社外取締役 武蔵精密工業株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社 SS Dnaform 代表取締役
岡田 不二郎	該当ございません。
寺脇 一峰	鈴木諭法律事務所 弁護士 キューピー株式会社 社外監査役 鹿島建設株式会社 社外監査役

	芝浦機械株式会社	社外取締役
金子 裕子	早稲田大学	商学大学院教授
	神奈川中央交通株式会社	社外取締役
	三菱UFJリース株式会社	社外監査役

- 注 1. 取締役多胡秀人氏は、一般社団法人地域の魅力研究所の代表理事、株式会社山陰合同銀行の社外取締役及び株式会社東和銀行の社外取締役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
2. 取締役中村重治氏は、株式会社エフテックの社外監査役、トーヨーカネツ株式会社の社外取締役（監査等委員）及びリケンテクノス株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
3. 取締役大久保和孝氏は、株式会社大久保アソシエイツの代表取締役社長、セガサミーホールディングス株式会社の社外監査役、サンフロンティア不動産株式会社の社外取締役、株式会社ブレインパッドの社外監査役、株式会社LIFULLの社外取締役、株式会社サーラコーポレーションの社外取締役、武蔵精密工業株式会社の社外取締役（監査等委員）及び株式会社SS Dnaformの代表取締役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
4. 監査役寺脇一峰氏は、鈴木諭法律事務所の弁護士、キューピー株式会社の社外監査役、鹿島建設株式会社の社外監査役及び芝浦機械株式会社の社外取締役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
5. 監査役金子裕子氏は、早稲田大学の教授、神奈川中央交通株式会社の社外取締役及び三菱UFJリース株式会社の社外監査役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
多胡 秀人	12ヵ月 (通算33ヵ月)	当期開催の取締役会17回のうち16回に出席しております。	主に経験豊富な金融機関経営等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、地域金融のプロフェッショナルとして、事業性評価、再生支援及び地域金融機関連携等について、本部各部室においてアドバイスをする等役割を果たしております。
中村 重治	12ヵ月 (通算33ヵ月)	当期開催の取締役会17回すべてに出席しております。	主に経験豊富な経営及び金融等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、人事委員会及び報酬委員会の委員長として、これらの委員会に出席し、積極的な意見を述べ、役員選任プロセスの透明性確保において主

			導的役割を果たしております。
大川 順子	9 ヲ月 (通算9 ヲ月)	取締役就任後に開催された取締役会 14 回すべてに出席しております。	主に経験豊富なお客様対応、企業再生、ダイバーシティ推進等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、大手航空会社での経験に基づいた企業再生への取組みに関し、意識改革等を目的に全職員向けに講話を実施する等役割を果たしております。
大久保 和孝	9 ヲ月 (通算9 ヲ月)	取締役就任後に開催された取締役会 14 回すべてに出席しております。	主に経験豊富なガバナンス、ファイナンス、コンプライアンス、地域活性化等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、全支店長向けに、企業の不祥事に関する研修を行い、行動規範の浸透等を目的にグループディスカッションを実施する等役割を果たしております。
岡田 不二郎	12 ヲ月 (通算33 ヲ月)	当期開催の取締役会 17 回すべてに出席しております。 当期開催の監査役会 16 回すべてに出席しております。	主に監査分野における豊富な経験と企業法務の視点から発言を行っております。
寺脇 一峰	12 ヲ月 (通算33 ヲ月)	当期開催の取締役会 17 回すべてに出席しております。 当期開催の監査役会 16 回すべてに出席しております。	主に監査分野における豊富な経験と弁護士としての専門的な視点から発言を行っております。
金子 裕子	12 ヲ月 (通算33 ヲ月)	当期開催の取締役会 17 回すべてに出席しております。 当期開催の監査役会 16 回すべてに出席しております。	主に監査分野における豊富な経験と公認会計士としての専門的な視点から発言を行っております。

注.「取締役会への出席状況」と「取締役会における発言その他の活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要」には、監査役会への出席状況と監査役会における発言その他の活動状況を含めて記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給 人数	株式会社商工組合中央金庫か らの報酬等	株式会社商工組合中 央金庫の子会社等か らの報酬等	退職慰労金
取締役	6人	34 (うち報酬以外の金額2)	該当ございません。	2
監査役	3人	31 (うち報酬以外の金額2)	該当ございません。	2
報酬等の 合計	9人	66 (うち報酬以外の金額5)	該当ございません。	5

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

- 「株式会社商工組合中央金庫からの報酬等」には、取締役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円と役員退職慰労金0百万円、及び監査役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円を含めております。
- 「退職慰労金」には、取締役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円と役員退職慰労金0百万円、及び監査役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円を含めております。
- 上記取締役の支給人数には、2020年6月23日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名が含まれております。
- 上記のほか、2020年6月23日開催の第12回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任した取締役2名に対し3百万円支給しております。なお、この金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に計上した役員退職慰労引当金繰入額3百万円が含まれております。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4 当金庫の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	4,000,000,000株
		危機対応準備金株式	10株
	発行済株式の総数	普通株式	2,186,531,448株

(2) 当年度末株主数	23,598名
-------------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	持株数等	持株比率
財 務 大 臣	1,016,000千株	46.69%
全日本火災共済協同組合連合会	9,300	0.42
中部交通共済協同組合	8,085	0.37
関東交通共済協同組合	6,639	0.30
株 式 会 社 珈 栄 舎	6,087	0.27

東 銀 リ ー ス 株 式 会 社	5,300	0.24
鹿 児 島 県 火 災 共 済 協 同 組 合	5,006	0.23
東 京 木 材 間 屋 協 同 組 合	5,000	0.22
協 同 組 合 小 山 教 育 産 業 グ ル ー プ	4,823	0.22
大 阪 船 場 繊 維 卸 商 団 地 協 同 組 合	4,810	0.22

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式数(10,618千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

株式事務の合理化を図るため、会社法第197条の規定に基づき、所在不明株主の株式を以下のとおり自己株式として取得しました。

取得日：2021年3月26日

買取株数：306,246株

買取総額：52,980,558円

(5) 株主構成

区 分	持 株 数 等	持 株 比 率
政 府	1,016,000千株	46.69%
中 小 企 業 等 協 同 組 合	678,613	31.18
事業協同組合・同連合会	615,054	28.26
事業協同小組合	0	0.00
信用協同組合・同連合会	61,678	2.83
企 業 組 合	1,879	0.08
協 業 組 合	6,342	0.29
商 工 組 合 ・ 同 連 合 会	24,053	1.10
商店街振興組合・同連合会	1,692	0.07
生活衛生同業組合・同連合会	3,834	0.17
酒類業組合・同連合会	579	0.02
内航海運組合・同連合会	3,217	0.14
輸 出 組 合 ・ 輸 入 組 合	4	0.00
市 街 地 再 開 発 組 合	—	—
中 小 企 業 団 体 の 構 成 員	438,669	20.16
そ の 他	2,905	0.13

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記のほか自己株式10,618千株があります。持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 該当がない場合は「-」で表示しております。

(6) 役員保有株式

該当ございません。

5 当金庫の新株予約権等に関する事項

該当ございません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwCあらた有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴司 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 白幡 尚志 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大辻 竜太郎	104	① 報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由 監査役会は、会計監査人の報酬について以下のとおり同意しています。 「過年度における監査内容は相当であり、時間・報酬に係る計画と実績の対比、及び他社の情報を収集し、当年度の報酬額について監査役会で検討した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、当該報酬額に同意する。」 ② 会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に対する保証業務 ・ 海外現地法人向け融資に関するアドバイザー・サービス業務等

注. 当金庫、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は112百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 補償契約

該当ございません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当金庫は、会社法第340条に基づき監査役会において会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

ロ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、株式会社商工組合中央金庫の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、株式会社商工組合中央金庫の重要な子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

該当ございません。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

8 業務の適正を確保する体制及び運用状況の概要

当金庫は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において決議し、インターネット上の当社ウェブサイト

(<https://www.shokochukin.co.jp/about/compliance/legal-department/>) に掲載しております。

当金庫では、危機対応業務の不正行為事案等を受け、引き続きガバナンス態勢の強化やコンプライアンスの立て直し等に取り組んでおります。本方針及び2020年度の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役、委任型執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(決議内容の概要)

取締役、委任型執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規定及びコンプライアンス・マニュアルを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備し、コンプライアンス統括部に、コンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的実践状況を確認する。また、コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制（内部通報制度を含む。）を整備し、不祥事件等の個別事案に係る対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の検討を行うため、コンプライアンス委員会を設置する。執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。

(運用状況の概要)

取締役会は、「倫理憲章」、「企業理念」及び「コンプライアンス規程」を承認し、役職員に周知しており、特に「倫理憲章」は定期的な読み合わせによる浸透を図っております。職員1人ひとりがコンプライアンスの重要性を「自分のこと」として理解し、コンプライアンスを基準に行動できるようになること、互いに何でも相談・指摘しあえる職場風土を構築していくことを目的としたコンプライアンス検討会を、2020年度は7回開催しております。毎年10月を「コンプライアンス強化月間」と定め、2020年度は、①基本的規律に係るコンプライアンス研修、②事例に基づくコンプライアンス検討会、③コンプライアンス意識調査等を実施しました。この他、役員向けには「重点サポート店舗との関わり方」及び「心理的安心を作り出す振る舞い」をテーマに、営業店長向けには「コンプライアンスは何のために取り組むのか」及び「行動基準との対話」をテーマにコンプライアンス検討会を、また、全職員向けには「意識改革」をテーマとした動画研修を実施しました。

「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス基本通牒」に基づき、特に経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案が発生した場合は、コンプライアンス統括部が速やかにコンプライアンス委員会、代表取締役及び監査役へ報告する体制、個別事案に係る調査解明を行う体制、コンプライアンス会議及び取締役会へ迅速に報告する体制を整備するとともに、不正行為等の隠蔽防止等を目的に内部通報制度（社内及び社外に設置）を整備しております。2020年9月には、当金庫の内部通報制度の適切な整備・運用が認められ、消費者庁の指定登録機関（商事法務研究会）から「内部通報制度認証（WCMS認証）」を取得しました。

法務対策室は、法令改正対応、訴訟対応のモニタリング等に取り組んでおります。

内部監査体制について、監査部は、取締役会等が承認した「内部監査規程」等に基づき、コンプライアンス体制等に係る内部監査を実施しております。2020年度期初は新型コロナウイルス感染症の影響により、オンサイト監査の自粛を余儀なくされたものの、危機対応業務に係るオフサイト監査を実施し、事前のリスク対応を促す観点から改善を促すなど、適切に監査・提言等に取り組みました。その後、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期した監査を再開させるとともに年度間の監査計画の見直しを行いました。また、テーマ別監査では、外部環境の変化を踏まえた専門的かつ客観的知見を確保するため、監査法人との共同監査を実施するとともに、監査法人からの支援を受けてリスクベースで効果的な監査を実施するためシステム監査中期計画を策定し、監査中期計画への反映を行いました。

反社会的勢力に関する事項については、四半期毎にコンプライアンス会議に付議・報告し、会議では態勢整備の進め方や個別案件への対応等について議論しており、その結果について取締役会へ報告しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(決議内容の概要)

取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、内部規定に基づき保存・管理を行い、監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

(運用状況の概要)

取締役会が承認した「取締役会規程」及び「経営会議規程」、総務部長が定めた「会議等の決定事項の稟議手続き」に基づき、取締役会議事録の保存・管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(決議内容の概要)

取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類毎の管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類毎及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備し、取締役会及び経営会議等において、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。また、執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。

(運用状況の概要)

取締役会は半期毎に、リスク管理に係る取組状況と課題を取り纏めた「リスク管理プログラム」の報告を受け、「リスク管理規程」等の見直しの要否等を決定しております。業務の改善計画等を踏まえ、経営管理やリスク管理高度化を目的としたリスクアペタイト・フレームワーク導入に向けて具体的な枠組みの議論を継続的に行っております。

リスク統括部は、バーゼル基準に基づくオペレーショナル・リスク事象の収集態勢を構築し、収集を開始しているなど金融機関が抱える多様化、複雑化するリスクを適切に把握し、統合的・全社横断的なリスク管理の高度化に取り組んでおります。また、金融犯罪対策室は、外為業務委託行からの情報提供依頼（RFI：Request For Information）や個別検証から得られた発見事象を態勢高度化やリスク評価に活用するとともに、マネロン等対策における実務、確認すべきポイント等を国際部、営業店と共有することで金庫全体として対応の高度化を図っております。

また、国際的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス対策本部において必要な対応を講じております。

コンプライアンス統括部は、「コンプライアンス・リスク管理基本方針」に関し必要な体制整備に向けた取組みを開始し、定期的に現状の認識と今後の方向性について見直しを行っております。

監査部は、取締役会等が承認した「内部監査規程」等に基づき、リスク管理に関する内部監査を実施しており、監査結果について取締役会及び内部監査会議に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(決議内容の概要)

取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から権限委任された一定の事項を社長が決定するにあたっての協議をするための機関として経営会議を設置し、経営会議において、取締役会から授権された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行い、取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規定を制定し職務執行を分担する。また、中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。

(運用状況の概要)

「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しているほか、適宜臨時に開催しており、2020年度は取締役会を17回開催しております。

監査役会設置会社の機関設計において、監督と執行の分離によるモニタリング型の実現のため、取締役会は、社外取締役を過半数とする体制とし監督機能を強化しているほか、従来の雇用型執行役員制度に加え、職員身分から離れてより大きな裁量で業務執行に取り組む委任型執行役員制度を導入し、執行体制の強化を図っております。

中期経営計画の策定をはじめとする経営の重要課題については、取締役会メンバーによる意見交換会を複数回実施し十分議論をしたうえで決議するなど、取締役会の実効性向上を図っております。

また、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映するため、経営諮問委員会を設置しており、2020年度は2020年12月に開催いたしました(2020年6月に開催を予定しておりました経営諮問委員会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑み中止しました。)。経営諮問委員会の諮問事項は取締役会で決定し、諮問結果は取締役会に報告を行っております。

(5) 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(決議内容の概要)

商工中金グループにおける業務の適正を確保するため、取締役会は、「子会社等管理規程」を制定・周知するほか、子会社等を統括して管理する部署(以下「統括部署」という。)及び子会社等ごとに担当部署(以下「担当部署」という。)を設置し、子会社等の業務運営を指導管理し、子会社等におけるコンプライアンス態勢を整備する。コンプライアンス統括部は、子会社等においてコンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、子会社等から報告を受け、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制(内部通報制度を含む。)を整備する。統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の業務運営状況等を定期的に取り締り報告し、当会社は、「子会社等管理規程」に基づき、必要に応じ、子会社等に対して経営指導等を行う。子会社等に係るリスク管理体制は、「リスク管理規程」に準じ、担当部署と連携をとりながら、各リスク管理の実効性を確保する。子会社等は、当会社の指導の下、適正なリスク管理を行い、取締役等の職務の執行を効率的に行うため、分掌業務及び職務の権限等に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。執行部門から独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。当会社と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。

(運用状況の概要)

「子会社等管理規程」に基づき、子会社等の統括部署を定め、子会社毎に業務上最も関係の深い部署を担当部署としております。統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け実態把握及び指導を行い、業務運営状況等について取締役会及び経営会議に報告しております。子会社においても、2020年10月に「コンプライアンス強化月間」の取組みとして、コンプライアンス検討会及びコンプライアンス意識調査を実施しました。

また、2020年度は、子会社毎に整備された「内部統制システムの基本方針」の運用状況及び取組内容について確認を行っております。

(6) 当会社及び子会社からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

(決議内容の概要)

商工中金グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。

(運用状況の概要)

取締役会は、財務報告に係る内部統制の構築を目的に「財務報告に係る内部統制規程」を決定しております。同規程に基づき、財務報告に係る内部統制の基本的枠組みを定め、有価証券報告書等を適時かつ正確に記録、処理、報告する体制を構築し、またその体制についての検証を行っております。

また、情報開示について、2020年度の振り返りを行ったほか、2021年度の開示の方向性を定めた「開示ポリシー」を経営会議、取締役会で議論の上決定しました。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(決議内容の概要)

監査役の職務を補助する使用人を配置し、取締役の指揮命令を受けないものとして、その人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。

(運用状況の概要)

監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した使用人を配置し、補助機能の強化を図っております。

(8) 取締役、委任型執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(決議内容の概要)

取締役、委任型執行役員及び使用人は、当会社の重要な決定事項、子会社等に係る重要な事項その他当会社に重要な影響を及ぼす情報及び監査役が報告を求める事項について監査役へ報告を行う。子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社等に係る重要な事項について監査役へ報告を行う。当会社及び子会社等の社内外に設置した内部通報窓口で内部通報があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口から報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部規定において定め、周知する。

(運用状況の概要)

監査役が出席する取締役会の他重要な会議において、取締役、委任型執行役員及び使用人は、重要な決定事項等について報告を行うほか、経営会議の協議・審議事項等、重要な文書の回付を行っております。また、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等に係る重要事項について、適時適切に報告を行っております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(決議内容の概要)

監査役による監査の実効性を確保するため、代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は監査役と定期的に意見交換を行うとともに、取締役、委任型執行役員及び使用人は、監査役による監査の実施に協力する。監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程を制定し、同規定に基づき監査を実施し、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。また、内部監査部門から内部監査結果や内部監査実施状況等の報告を受ける。

(運用状況の概要)

監査の実効性向上のため、代表取締役と監査役間の意見交換を2020年度は3回開催しております。

内部監査部門及び会計監査人は、随時、監査の経過及び結果につき監査役に報告するとともに、定期的に意見交換を行っております。具体的には、内部監査部門から月次で業務監査の結果報告を受け、重点監査項目・テーマ別監査の見直し等について、意見交換を実施しております。また、監査役は、会計監査人から主に会計監査の経過及び結果について、2020年度は11回報告を受け、意見交換を行っております。さらに、内部監査部門、会計監査人、監査役による三様監査の連携を強化するため、三者の連絡会を2020年度は2回開催しております。

監査役への報告体制として、明文化されたレポートラインに沿って内部監査部門から定期的に報告を行っております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

11 会計参与に関する事項

会計参与を設置しておりません。

12 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めはありません。